見逃してはいませんか？

見過ごしてはいませんか？



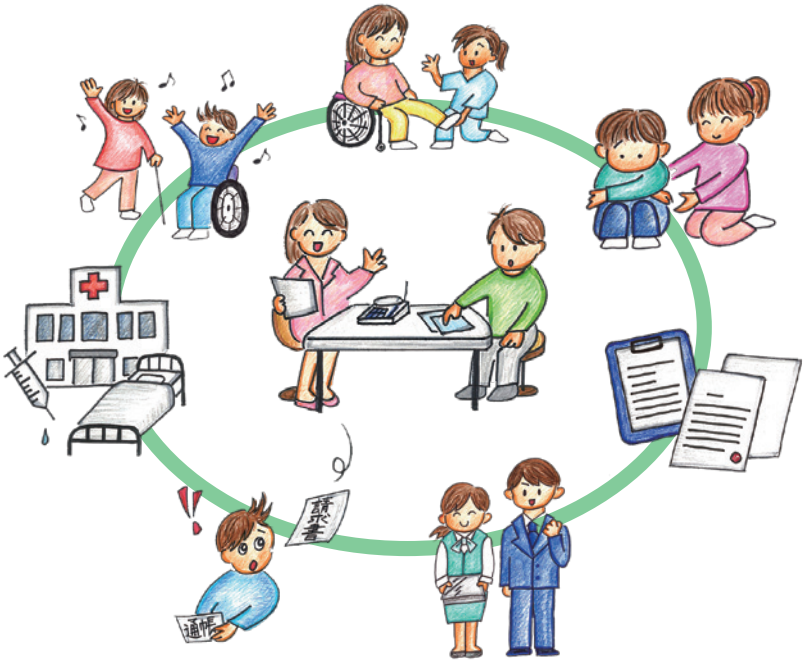
高次脳機能障害について

こんな症状があったら、まずはご相談を！

この冊子は、脳卒中や交通事故などの後、
記憶力や集中力の低下など
気になる症状がある方やご家族に向けて
作成されたガイドブックです。

愛知県

高次脳機能障害は外見からは分かりにくく、本人も自覚することが難しいため「見えない障害」とも言われています。
このガイドブックは、記憶障害など気になる症状がある方が、「困ったときにどこへ相談したらいいか」などをご紹介しています。
困ったことが出てきたら、まずは悩まず、このガイドブックを開いてみてください。きっと、相談できる窓口や相談相手が見つかるはずです。



はじめに

１．高次脳機能障害とは

２．行動チェックシート

３．利用できる制度

４．利用できるサービス

５．高次脳機能障害の原因疾患・年齢と福祉サービス

６．リハビリテーションについて

７．相談窓口の情報

1．高次脳機能障害とは

脳卒中や交通事故などにより脳にダメージを受けることで生じるもので、主に以下のような症状があります。

※個人差があり、すべての症状が出るとは限りません。



記憶障害

- 物をどこに置いたかわからずにいつも探し回っている
- さっき言ったこと、言われたことを忘れる
- 人の顔が覚えられない、名前が覚えられない



注意障害

- 気が散りやすい、集中できない、ぼ～っとする
- 周囲に反応し、なかなか食事ができない
- 二つのことが同時にできない



遂行機能障害

- 融通が利かない
- 段取りが悪くなった、何から手を付ければよいのかわからない
- 計画的に行動できない



社会的行動障害

- 怒りっぽい、すぐに怒ったり暴れたりする
- 意欲が低下した、何事にも無関心でやる気がない
- 欲求のコントロールができない
- 人への依存度が高くなった

高次脳機能障害は、外見からわかりにくく、本人も自覚できなかったり、周囲から理解されにくいことで、社会生活上のトラブルが生じやすい状況にあります。ご自分の症状など詳しいことは主治医にお問い合わせください。



失語症

- 聞く、話す、読む、書くことが難しくなる







半側空間無視

- 視覚の異常はないが、片側（多くは左側）だけ気づかない



地誌的障害

- よく知っている場所でも迷ってしまう



失認症

- 色、物の形、物の用途や名称がわからなくなる
- 知っている人の顔が見分けられない
- 左右や、自分の体の一部が認識できない
- 自身の病気の症状（麻痺している状態など）が認識できない等



見当識障害

- 場所や時間がわからない



失行症

- 手は動くのに、日常使い慣れた道具がうまく使えない

高次脳機能障害　あなたの場合

症状や対応方法は、人それぞれ違います。
主治医やソーシャルワーカーに☑してもらい、退院後予想される症状や課題、対応策なども示してもらいましょう。

□記憶障害　□注意障害　□遂行機能障害
□社会的行動障害　□失語症　□半側空間無視
□地誌的障害　□失認症　□見当識障害
□失行症　□その他の症状（病識の欠如）

病識の欠如とは

自分の障害に気づけない。そのために自分の状態を説明できなかったり、直面する問題に気づけなかったりする。受傷前にできていたことはできると思ってしまったり、リハビリの必要性を認められなかったりする。

予想される症状と生活上の課題、対応策

2．行動チェックシート

ご自分の生活や行動で気になることはありませんか？　病気や事故の後、以前とちょっと違うな?と思うことにチェックしてみましょう。

※ご家族や医療従事者、支援者にもチェックしてもらい見比べてみてください。

本人	家族	医療従事者	支援者	チェックする行動・状態	参考となる症状
□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □	・物をどこに置いたかわからずにいつも探し回っている ・さっき言ったこと、言われたことを忘れる ・人の顔が覚えられない、名前が覚えられない	記憶障害
□ □	□ □	□ □	□ □	・周囲に反応し、なかなか食事ができない ・二つのことが同時にできない	注意障害
□	□	□	□	・段取りが悪くなった、何を最初にすればよいのかわからない	遂行機能障害
□ □	□ □	□ □	□ □	・すぐに怒ったり暴れたりする ・何事にも無関心でやる気がない	社会的行動障害
□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □	・人の話は理解できるが、質問されても答えられない ・話す内容が意味をなさない ・思ったことと違う言葉が出てしまう ・字が読めない、字が書けない	失語症
□ □	□ □	□ □	□ □	・よく人や物にぶつかる ・左側の食器に手を付けていない	半側空間無視
□ □	□ □	□ □	□ □	・自宅のトイレの場所が分からず迷う、近所で迷う ・目的地にたどり着けない	地誌的障害
□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □	・麻痺は軽いのに（手足は動くのに）使おうとしない ・手が体の下敷きになっていても気づかない ・色、物の形、物の用途や名前がわからなくなる ・知っている人の顔が見分けられない	失認症
□ □	□ □	□ □	□ □	・曜日・日付がわからない ・自分が置かれている場所・周囲の人間関係がわからない	見当識障害
□ □	□ □	□ □	□ □	・いつも使っている道具がうまく使えない ・衣服のボタンの掛け違いを直せない、上手く着られない、表裏、前後ろを間違えて着てしまう	失行症

気になることがあれば、P13の相談窓口へまずはご連絡ください

3．利用できる制度

発症から利用できる

労災保険

仕事中の事故が原因の場合、労災保険が適用となる場合があります。勤務先や労働基準監督署にご相談ください。

生活保護

退院後の経済事情によっては、生活保護が利用できる場合があります。市町村役場にご相談ください。

障害年金

高次脳機能障害の場合は、発症後1年6か月で申請可。
病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることが出来る年金。
障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があります。
国民年金の人は、障害基礎年金（1級、2級）
会社等に勤務して厚生年金適用の人は、障害厚生年金
（1級、2級、3級）

障害者手帳



高次脳機能障害の場合は、発症後6か月で申請可。
高次脳機能障害の場合は、精神障害者保健福祉手帳が該当。
等級は1級、2級、3級があります。
医療機関から高次脳機能障害の診断が必要。
（失語のみの場合は身体障害者手帳3級または4級）

入院中から準備できる制度を紹介します。利用したい場合は、申請時期や条件など気を付ける点がありますので、病院のソーシャルワーカーまたは愛知県高次脳機能障害支援拠点機関にお問い合わせください。

制度や支援サービス

心身障害者医療費助成制度（マル障）

障害者手帳をお持ちの方等の医療費負担が軽減される制度です。市町村役場にご確認ください。

成年後見制度



契約等の法律行為や、財産管理を行う上で理解能力が十分でない人の権利を守るための制度です。

日常生活自立支援事業

退院後、日常生活に不安を抱えている当事者が地域で自立した生活ができるよう、お金の管理をお手伝いするサービスをお住まいの地域の社会福祉協議会で実施しています。

特定医療費（指定難病）



指定難病と診断された方は、特定医療費の申請ができる場合があります。
担当医やかかりつけ医、医療機関等へご相談ください。

自賠責保険

交通事故の場合、自動車保険や自賠責保険が適応となります。保険会社または弁護士にご相談ください。
介護料についてはＮＡＳＶＡ(自動車事故対策機構)にお問い合わせください。

4．利用できるサービス

例えば、症状が重い期間は介護保険のデイサービスや障害福祉サービスの生活介護を利用したり、回復に伴い障害福祉サービスの就労系サービスなどを利用したり、その人の症状に合わせて、退院後の生活を組み立てる方法があります。
お一人、お一人の状態に合わせてよく話し合うことが必要です。愛知県高次脳機能障害支援拠点機関の支援コーディネーターや市町村福祉担当課、介護保険事業所のケアマネジャー、障害者相談支援事業所の相談支援専門員とご相談ください。

介護保険

●65 歳以上の人 第 1 号被保険者
●40~64 歳で脳血管疾患 第 2 号被保険者

必要書類を住所のある市区町村の介護保険担当窓口に提出することで申請できます。入院中でも申請可能です。ただし、65歳未満の方で脳外傷の方、低酸素脳症の方など利用できない場合がありますのでご注意ください。

●介護保険で受けられるサービス
訪問介護（ヘルパー）、訪問看護、通所介護（デイサービス）、
短期入所（ショートステイ）など

●介護保険で受けられるリハビリサービス
通所介護（リハビリ特化型デイサービス）、
通所リハビリテーション（デイケア）、
訪問看護によるリハビリ、訪問リハビリテーションなど

※介護保険を利用した場合の利用者負担額（所得に応じて 1 割～ 3 割）には、限度額が設定されています。

障害福祉

必要書類を居住する市区町村の障害福祉担当窓口に申請します。利用する場合は、高次脳機能障害の診断書または障害者手帳が必要です。

●障害福祉で受けられるサービス

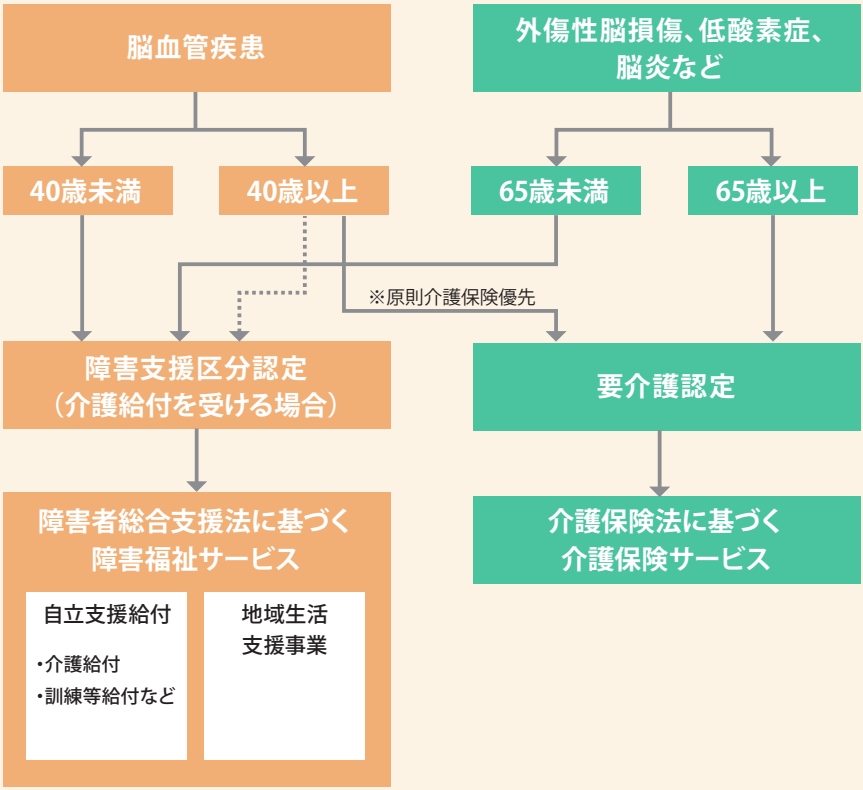
居宅介護（ヘルパー）、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、移動支援、地域活動支援センターなど

※障害福祉サービスを利用した場合の利用負担額（原則１割）には、上限額が設定されています。
※事業所によっては、入院中から相談に乗ってくれるところもあります。

仕事の相談

復職や仕事探しのご相談は、お近くのハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなどにお問い合わせください。

5．高次脳機能障害の原因疾患・年齢と福祉サービス



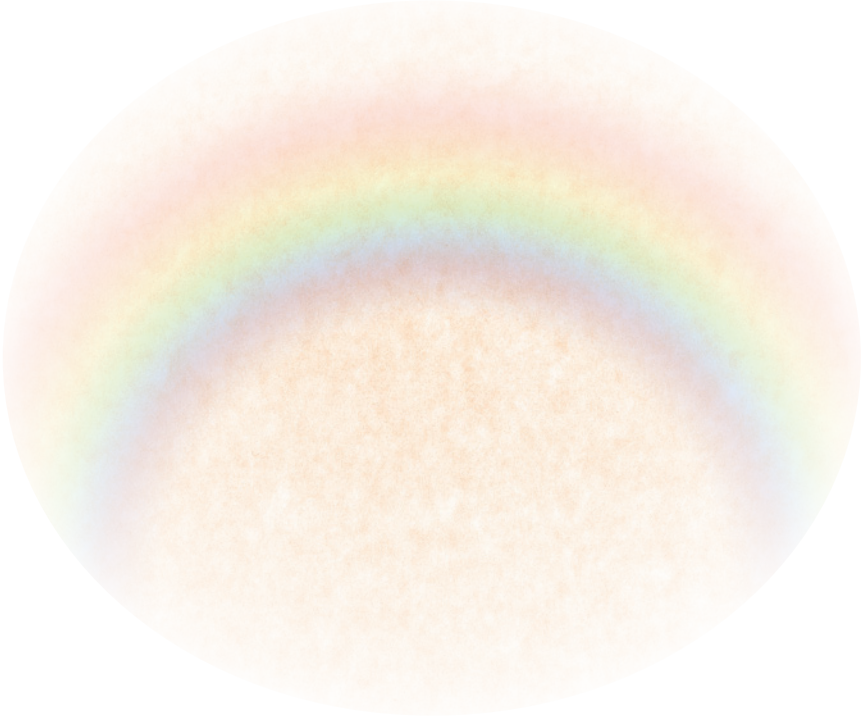
高次脳機能障害者情報・支援センターHPより

介護保険制度や、障害福祉制度のサービスを利用する場合、高次脳機能障害になった原因と発症時の年齢によって優先されるサービスがあります。具体的には、65 歳以上の人で介護保険第 1 号被保険者、または、脳血管疾患の患者で 40 ～ 64 歳の第 2 号被保険者の方は、介護保険サービスが優先されますが、障害福祉サービスしか提供できないサービスやサービス量に不足がある場合は、障害福祉サービスが利用できます。詳しくは病院のソーシャルワーカー、愛知県高次脳機能障害支援拠点機関、または市区町村の福祉担当課にご相談ください。

6．リハビリテーションについて

高次脳機能障害のリハビリテーションには、医学的アプローチのほか、元の生活を少しでも取り戻していくために、生活を整えるプログラムと、就労に関するプログラムがあります。個々の発症・受傷と目標によって、リハビリテーションを受ける期間がそれぞれ異なりますが、退院後も生活をよくするために継続したリハビリテーションが必要です。

また、高次脳機能障害がある方の場合、リハビリテーションを通して、障害に対する認識を高めることが必要です。そのためには、本人に対する直接的なリハビリテーションだけでなく家族や職場への働きかけを含めた環境調整も重要となります。



7．相談窓口の情報

愛知県には、高次脳機能障害の専門的な相談窓口（支援拠点機関）が2か所あります。高次脳機能障害についての個別の相談や支援、診断や身近な相談窓口に関することなど全般的な相談に応じています。

愛知県内の高次脳機能障害支援拠点機関

●なごや高次脳機能障害支援センター

（名古屋市総合リハビリテーションセンター内）
☎（052）835-3814（直通）
https:// www.nagoya- rehab.or.jp/rehabilitation/dysfunction/index.html
〒467-8622　名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2

●高次脳機能障害 愛知県東部支援センター 笑い太鼓

（運営：特定非営利活動法人 高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」）
☎（0532）34-6098（直通）
https://www.waraidaiko.org/toyohashi3
〒441-8013　豊橋市花田一番町72番地　東和西駅前マンション101号室

そのほかの相談窓口

- 市町村障害福祉担当課
- 退院した病院、入院している病院のソーシャルワーカー
- 家族会など

退院後、元のような生活を送るためにはみんなの力が必要です。友人、知人、隣人などに障害への理解を求め、パーソナルな助け合いの輪を作りましょう。愛知県には高次脳機能障害の当事者やその家族の方々が集う家族会もあります。



NPO法人 高次脳機能障害友の会みずほ	（052）253-6422
NPO法人 高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」	豊橋・名古屋（052）508-8745
一般社団法人みらい	（052）352-0677

退院後の新しい生活に向けて

このガイドブックを手にする頃は、長い入院生活から解放されて、いよいよ元の生活に戻ろうとする頃かもしれません。
高次脳機能障害を発症された場合に、何の支援もない状態で元の生活に戻ることができる方は少ないのが現状です。

皆さんが、このガイドブックで説明を受けて、適切なアドバイスや支援に出会い、少しずつ元の生活に戻ることができますように。
社会復帰や希望する日常生活が少しでも早くできますように。

一つでも多くの支援の輪が広がっていくことを願っています。





ガイドブック「高次脳機能障害について」
愛知県福祉局福祉部障害福祉課
愛知県高次脳機能障害相談支援体制連携調整委員会　編
イラスト　島内 貴子
発行日　　第4刷 2024年 11月1日